

砂 川 市 訓 令 第 2 1 号

令和 5年 5月 15日

砂川市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する訓令

砂川市地域総合整備資金貸付要綱（平成12年訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。